

令和 8 年

第 1 回 定例県議会議案

（ 令 和 7 年 度 関 係 ）

群 馬 県

令和 8 年第 1 回定例県議会議案目次

第 5 7 号議案	令和 7 年度群馬県一般会計補正予算（第 9 号）	4 頁
第 5 8 号議案	令和 7 年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第 1 号）	22
第 5 9 号議案	令和 7 年度群馬県中小企業高度化資金特別会計補正予算（第 1 号）	25
第 6 0 号議案	令和 7 年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算（第 1 号）	27
第 6 1 号議案	令和 7 年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）	30
第 6 2 号議案	令和 7 年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 2 号）	32
第 6 3 号議案	令和 7 年度群馬県新エネルギー特別会計補正予算（第 1 号）	35
第 6 4 号議案	令和 7 年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	37
第 6 5 号議案	令和 7 年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）	39
第 6 6 号議案	令和 7 年度群馬県電気事業会計補正予算（第 4 号）	42
第 6 7 号議案	令和 7 年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）	45
第 6 8 号議案	令和 7 年度群馬県水道事業会計補正予算（第 2 号）	47
第 6 9 号議案	令和 7 年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第 3 号）	49
第 7 0 号議案	令和 7 年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第 3 号）	52
第 7 1 号議案	令和 7 年度群馬県病院事業会計補正予算（第 2 号）	55
第 7 2 号議案	群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例	59
第 7 3 号議案	群馬県高等学校等教育改革促進基金条例	61
第 7 4 号議案	群馬県スポーツ振興条例の一部を改正する条例	63
第 7 5 号議案	群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	64
第 7 6 号議案	群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	66
第 7 7 号議案	群馬県障害者介護給付費等・障害児通所給付費等不服審査会条 例の一部を改正する条例	67
第 7 8 号議案	群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	68
第 7 9 号議案	群馬県不登校児童生徒等支援基金条例の一部を改正する条例	69
第 8 0 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市町村等の負担について	70
第 8 1 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市の負担について	73
第 8 2 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市町村の負担について	74

第 8 3 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市町村の負担について	75頁
第 8 4 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市町の負担について	77
第 8 5 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市町村の負担について	78
第 8 6 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市の負担について	80
第 8 7 号議案	土地改良法第 9 1 条の規定による市町村の負担について	81
第 8 8 号議案	請負契約の締結について	84
第 8 9 号議案	請負契約の締結について	85
第 9 0 号議案	請負契約の締結について	86
第 9 1 号議案	事業契約の変更について	87
第 9 2 号議案	権利の放棄について	88
第 9 3 号議案	権利の放棄について	89
第 9 4 号議案	和解について	90
承 第 1 号	専決処分の承認について	91
報 第 1 号	報 告 書	95

第57号議案

令和7年度群馬県一般会計補正予算（第9号）

令和7年度群馬県の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,848,883千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ861,049,001千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

（県債の補正）

第4条 県債の補正は、「第4表県債補正」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税		278,000,000	14,000,000	292,000,000
	1 県 民 税	87,328,419	2,500,000	89,828,419
	2 事 業 税	72,509,957	9,000,000	81,509,957
	3 地 方 消 費 税	55,282,478	2,500,000	57,782,478
2 地 方 消 費 税 清 算 金		107,497,581	3,952,274	111,449,855
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	107,497,581	3,952,274	111,449,855
3 地 方 譲 与 税		41,300,000	4,500,000	45,800,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	38,469,000	4,500,000	42,969,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,400,000	△ 127,393	1,272,607
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,400,000	△ 127,393	1,272,607
5 地 方 交 付 税		147,846,441	11,337,518	159,183,959
	1 地 方 交 付 税	147,846,441	11,337,518	159,183,959
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,966,072	△ 843,697	4,122,375
	1 分 担 金	162,600	55,045	217,645
	2 負 担 金	4,803,472	△ 898,742	3,904,730
8 使 用 料 及 び 手 数 料		11,784,623	△ 528,106	11,256,517
	1 使 用 料	7,962,058	△ 516,523	7,445,535
	2 手 数 料	3,822,565	△ 11,583	3,810,982
9 国 庫 支 出 金		124,779,914	△ 5,696,739	119,083,175
	1 国 庫 負 担 金	62,576,116	△ 4,021,323	58,554,793
	2 国 庫 補 助 金	59,104,668	△ 1,472,917	57,631,751

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 委 託 金	3, 099, 130	△ 202, 499	2, 896, 631
10 財 産 収 入		1, 157, 011	114, 094	1, 271, 105
	1 財 産 運 用 収 入	345, 532	149, 593	495, 125
	2 財 産 売 払 収 入	811, 479	△ 35, 499	775, 980
11 寄 附 金		997, 053	94, 451	1, 091, 504
	1 寄 附 金	997, 053	94, 451	1, 091, 504
12 繰 入 金		65, 669, 616	△ 32, 437, 922	33, 231, 694
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3, 520, 194	△ 2, 345, 373	1, 174, 821
	2 基 金 繰 入 金	62, 149, 422	△ 30, 092, 549	32, 056, 873
13 繰 越 金		4, 431, 463	2, 557, 814	6, 989, 277
	1 繰 越 金	4, 431, 463	2, 557, 814	6, 989, 277
14 諸 収 入		13, 122, 110	△ 1, 358, 177	11, 763, 933
	2 預 金 利 子	531	249	780
	3 貸 付 金 元 利 収 入	4, 837, 799	△ 1, 954, 995	2, 882, 804
	4 受 託 事 業 収 入	651, 739	△ 193, 726	458, 013
	5 収 益 事 業 収 入	4, 205, 000	△ 124, 439	4, 080, 561
	6 雑 入	3, 211, 220	914, 734	4, 125, 954
15 県 債		60, 146, 000	1, 587, 000	61, 733, 000
	1 県 債	60, 146, 000	1, 587, 000	61, 733, 000
歳 入 合 計		863, 897, 884	△ 2, 848, 883	861, 049, 001

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,721,810	△ 76,681	1,645,129
	1 議 会 費	1,721,810	△ 76,681	1,645,129
2 知 事 戦 略 費		10,978,606	△ 2,688,171	8,290,435
	1 知 事 戦 略 管 理 費	1,265,094	△ 30,294	1,234,800
	2 メ デ イ ア プ ロ モ ー シ ョ ン 費	757,296	△ 8,262	749,034
	3 エ ン タ ー テ イ ン メ ン ト ・ コ ン テ ン ツ 費	700,697	44,768	745,465
	4 デ ジ タ ル ト ラ ン ス フ ォ ー メ ー シ ョ ン 費	2,586,096	△ 136,092	2,450,004
	5 グ リ ー ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	3,642,134	△ 2,427,441	1,214,693
	6 交 通 イ ノ ベ シ ョ ン 推 進 費	1,598,181	△ 140,836	1,457,345
	7 地 域 外 交 費	429,108	9,986	439,094
3 総 務 費		41,919,021	7,310,807	49,229,828
	1 総 務 管 理 費	20,792,710	7,875,084	28,667,794
	2 徴 税 費	10,615,697	△ 195,540	10,420,157
	3 市 町 村 振 興 費	1,162,698	△ 129,915	1,032,783
	4 選 挙 費	2,317,881	3,202	2,321,083
	5 統 計 費	1,399,347	△ 55,545	1,343,802
	6 危 機 管 理 費	2,801,406	△ 66,403	2,735,003
	7 消 防 保 安 費	2,504,692	△ 114,345	2,390,347
	8 人 事 委 員 会 費	150,212	5,012	155,224
	9 監 査 委 員 費	174,378	△ 10,743	163,635
4 地 域 創 生 費		10,351,786	△ 285,980	10,065,806

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 地 域 創 生 費	1, 055, 003	△ 9, 960	1, 045, 043
	2 ぐんま暮らし・外 国 人 活 躍 推 進 費	637, 140	△ 4, 385	632, 755
	3 文 化 振 興 費	3, 974, 558	△ 108, 215	3, 866, 343
	4 文 化 財 保 護 費	358, 193	1, 323	359, 516
	5 ス ポ ー ツ 振 興 費	2, 090, 787	△ 16, 138	2, 074, 649
	6 湯けむり国スポ・全 ス ポ ぐんま準備費	2, 236, 105	△ 148, 605	2, 087, 500
5 生 活 こ ど も 費		49, 962, 262	438, 003	50, 400, 265
	1 生 活 こ ど も 費	635, 597	18, 284	653, 881
	2 こ ど も ・ 子 育 て 支 援 費	24, 304, 336	332, 495	24, 636, 831
	3 私 学 ・ 青 少 年 費	11, 855, 762	△ 409, 475	11, 446, 287
	4 児 童 福 祉 費	12, 798, 180	515, 161	13, 313, 341
	5 県 民 活 動 支 援 ・ 広 聴 費	206, 537	△ 16, 971	189, 566
	6 消 費 生 活 費	161, 850	△ 1, 491	160, 359
6 健 康 福 祉 費		144, 678, 746	△ 545, 659	144, 133, 087
	1 健 康 福 祉 費	2, 771, 358	△ 19, 134	2, 752, 224
	2 医 務 費	14, 916, 814	△ 396, 506	14, 520, 308
	3 感 染 症 ・ 疾 病 対 策 費	6, 160, 685	81, 195	6, 241, 880
	4 健 康 長 寿 社 会 づ く り 推 進 費	499, 427	135	499, 562
	5 薬 務 費	574, 543	8, 712	583, 255
	6 国 保 医 療 費	52, 811, 023	92, 080	52, 903, 103
	7 食 品 ・ 生 活 衛 生 費	1, 167, 542	18, 349	1, 185, 891
	8 地 域 福 祉 費	5, 511, 220	971, 291	6, 482, 511

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	9 監 査 指 導 費	159,956	△ 5,912	154,044
	10 介 護 高 齢 費	40,273,126	△ 1,497,840	38,775,286
	11 障 害 政 策 費	19,833,052	201,971	20,035,023
7 環 境 森 林 費		19,706,799	△ 4,032,227	15,674,572
	1 環 境 政 策 費	1,932,533	△ 575,100	1,357,433
	2 環 境 保 全 費	302,797	4,727	307,524
	3 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 費	422,074	1,568	423,642
	4 自 然 環 境 費	1,959,772	46,337	2,006,109
	5 林 政 費	6,201,989	△ 1,330,364	4,871,625
	6 林 業 振 興 費	1,245,378	△ 244,909	1,000,469
	7 森 林 保 全 費	7,642,256	△ 1,934,486	5,707,770
8 労 働 費		2,143,699	△ 192,611	1,951,088
	1 労 働 政 策 費	2,038,498	△ 193,892	1,844,606
	2 労 働 委 員 会 費	105,201	1,281	106,482
9 農 政 費		24,899,975	△ 2,016,135	22,883,840
	1 農 政 費	5,358,780	△ 105,742	5,253,038
	2 農 業 構 造 政 策 費	2,265,220	△ 94,368	2,170,852
	3 米 麦 畜 産 費	3,143,011	△ 299,028	2,843,983
	4 野 菜 花 き 費	2,024,936	249,304	2,274,240
	5 蚕 糸 特 産 費	1,664,036	△ 75,396	1,588,640
	6 ぐ ん ド ま ブ ラ ン ド 推 進 費	754,880	△ 440,545	314,335
	7 農 村 整 備 費	9,689,112	△ 1,250,360	8,438,752

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 産 業 経 済 費		13,343,710	△ 1,052,930	12,290,780
	1 産 業 政 策 費	5,334,597	△ 258,899	5,075,698
	2 未 来 投 資 ・ デ ジ タ ル 産 業 費	1,339,280	△ 47,270	1,292,010
	3 地 域 企 業 支 援 費	4,594,681	△ 664,928	3,929,753
	4 観 光 リ ト リ 一 ト 推 進 費	1,013,845	△ 38,480	975,365
	5 e ス ポ ー ツ ・ ク リ エ イ テ ィ ブ 推 進 費	1,061,307	△ 43,353	1,017,954
11 県 土 整 備 費		93,551,904	△ 690,780	92,861,124
	1 土 木 管 理 費	5,633,482	△ 1,252,784	4,380,698
	2 道 路 管 理 費	19,009,943	468,974	19,478,917
	3 道 路 整 備 費	32,618,666	1,932,554	34,551,220
	4 河 川 費	12,220,411	301,629	12,522,040
	5 砂 防 費	8,274,867	△ 61,170	8,213,697
	6 都 市 計 画 費	697,857	△ 8,369	689,488
	7 都 市 整 備 費	7,270,241	408,783	7,679,024
	8 下 水 環 境 費	4,140,084	△ 2,327,994	1,812,090
	9 建 築 費	151,890	△ 22,208	129,682
	10 住 宅 政 策 費	3,534,463	△ 130,195	3,404,268
12 警 察 費		49,808,494	△ 869,278	48,939,216
	1 警 察 管 理 費	44,606,139	△ 847,732	43,758,407
	2 警 察 活 動 費	5,202,355	△ 21,546	5,180,809
13 教 育 費		177,323,434	△ 2,837,601	174,485,833
	1 教 育 総 務 費	29,294,188	△ 1,709,572	27,584,616

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 小 学 校 費	55,940,525	△ 586,732	55,353,793
	3 中 学 校 費	33,387,703	△ 70,174	33,317,529
	4 高 等 学 校 費	31,053,972	△ 419,014	30,634,958
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,939,909	△ 9,080	15,930,829
	6 学 校 建 設 事 業 費	8,211,601	△ 1,111	8,210,490
	7 社 会 教 育 費	813,191	32,948	846,139
	8 健 康 体 育 費	535,918	△ 3,059	532,859
	9 大 学 費	2,146,427	△ 71,807	2,074,620
14 災 害 復 旧 費		3,981,249	△ 2,474,005	1,507,244
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	593,099	△ 518,500	74,599
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,388,150	△ 1,955,505	1,432,645
15 公 債 費		96,015,071	△ 1,178,417	94,836,654
	1 公 債 費	96,015,071	△ 1,178,417	94,836,654
16 諸 支 出 金		122,811,318	8,342,782	131,154,100
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	57,667,145	1,392,541	59,059,686
	2 利 子 割 交 付 金	313,194	289,806	603,000
	3 配 当 割 交 付 金	1,396,884	1,020,617	2,417,501
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,503,080	2,835,607	4,338,687
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	5,620,933	751,538	6,372,471
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	54,212,656	2,037,321	56,249,977
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	710,992	15,352	726,344
歳 出 合 計		863,897,884	△ 2,848,883	861,049,001

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 知事戦略費	6 交通インベーション推進費	公共交通整備	92,870
3 総務費	1 総務管理費	施設維持管理	8,402
	6 危機管理費	防災情報通信管理運用	51,722
4 地域創生費	3 文化振興費	芸術文化事業推進	9,500
	4 文化財保護費	文化財保存管理指導	7,670
	5 スポーツ振興費	スポーツ施設管理・整備	218,020
	6 湯けむり国スポ・全スポぐんま準備費	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会	218,049
5 生活こども費	4 児童福祉費	児童養護施設等対策	45,912
		中央児童相談所運営	147,760
		東部児童相談所一時保護	1,570
		ぐんま学園運営	66,721
6 健康福祉費	4 健康長寿社会づくり推進費	歯科口腔保健対策	20,098
7 環境森林費	1 環境政策費	公園施設等特別維持整備	3,519
		自然公園等管理	5,390
		森林経営管理対策	14,349
		ぐんま緑の県民基金	330,000
		補助公共造林	72,551
		森林病虫害等防除対策	5,000
		花粉発生源対策	7,668
		補助公共林道	89,802
		単独林道	46,927
		単独作業道	42,326
		水源林等整備推進	17,945
		森林公園整備	9,894
	6 林業振興費	林業構造改善対策	190
		木材等生産振興対策	60,000
		きのこ等振興対策	147,880
	7 森林保全費	単独公共治山	609,000

款	項	事業名	金額(千円)
9 農 政 費	3 米 麦 畜 産 費	畜 産 物 流 通 消 費	63,500
		養 鶏 振 興	9,000
		浅間牧場草地・施設整備	177,000
		浅間家畜育成牧場研修施設整備	148,458
	4 野 菜 花 き 費	フラワーパーク運営・改修	90,000
		農業技術センター運営	342,494
	5 蚕 糸 特 産 費	鳥 獣 害 防 止	22,000
		養 蚕 基 盤 研 究	53,754
	7 農 村 整 備 費	小 規 模 農 村 整 備	136,792
		単 独 農 村 整 備	65,512
		農 山 漁 村 地 域 整 備	500,420
		土地改良施設突発事故復旧	10,039
		相 馬 原 補 償 工 事	93,027
		畑 作 等 促 進 整 備	48,188
		農山漁村地域整備事業事務費	4,000
10 産 業 経 済 費	1 産 業 政 策 費	ぐんま賃上げプロジェクト	1,030,000
	3 地 域 企 業 支 援 費	「稼ぐ力」強化に向けたハンズオン支 援	100,000
	4 観 光 リ ト リ ー ト 費	観 光 施 設 等 特 別 維 持 整 備	16,912
11 県 土 整 備 費	1 土 木 管 理 費	総 務 調 整 費	9,500
	2 道 路 管 理 費	単 独 公 共 事 業 事 務 費	12,000
		社会資本総合整備事業事務費	10,000
		道 路 維 持 管 理	37,000
		補 助 公 共 事 業 事 務 費	5,074
	3 道 路 整 備 費	単 独 公 共 事 業 事 務 費	9,000
		社会資本総合整備事業事務費	14,000
		補 助 公 共 事 業 事 務 費	13,000
	4 河 川 費	単 独 公 共 事 業 事 務 費	4,000
		社会資本総合整備事業事務費	7,050
	5 砂 防 費	社会資本総合整備事業事務費	10,000
	7 都 市 整 備 費	社会資本総合整備事業事務費 (街 路)	5,000

款	項	事業名	金額 (千円)
12 警 察 費	1 警 察 管 理 費	警 察 施 設 整 備	112,448
14 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 費 災 害 復 旧 費	農 地 災 害 復 旧	49,080
		農 業 用 施 設 災 害 復 旧	6,130
	2 公 共 土 木 施 設 費 災 害 復 旧 費	土 木 施 設 補 助 災 害 復 旧	38,918

2 変 更

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額 (千円)	金 額 (千円)
3 総 務 費	4 財 産 管 理 費	県 庁 舎 等 運 営 管 理	421,440	705,160
		財 産 活 用	675,110	1,245,901
5 生 活 こ ど も 費	4 児 童 福 祉 費	施 設 サ ー ビ ス	644,892	666,314
6 健 康 福 祉 費	10 介 護 高 齢 費	介 護 保 険 基 盤 運 営	6,986,158	7,015,736
	11 障 害 政 策 費	施 設 サ ー ビ ス	1,734,333	1,746,081
7 環 境 森 林 費	4 自 然 環 境 費	自 然 公 園 等 整 備	27,000	714,595
		適 正 利 用 推 進	140,000	209,040
	5 林 政 費	農 山 漁 村 地 域 整 備	126,825	286,687
		補 助 公 共 作 業 道	144,244	176,980
	7 森 林 保 全 費	補 助 公 共 治 山	925,000	1,508,200
		農 山 漁 村 地 域 整 備	4,000	426,500
9 農 政 費	7 農 村 整 備 費	農 村 地 域 防 災 減 災	562,000	854,811
		農 業 競 争 力 強 化 基 盤 整 備	825,000	1,380,817
		農 地 耕 作 条 件 改 善	410,000	511,925
		農 業 水 路 等 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災	331,000	519,287
11 県 土 整 備 費	1 土 木 管 理 費	公 共 事 業 調 整 費	40,000	457,807
	2 道 路 管 理 費	単 独 道 路 維 持 修 繕	1,014,172	1,517,160
		単 独 交 通 安 全 対 策	444,871	501,137
		社 会 資 本 総 合 整 備	6,641,711	7,331,270
		道 路 メ ン テ ナ ンス	600,180	692,451
	3 道 路 整 備 費	単 独 道 路 改 築	434,106	888,955
		社 会 資 本 総 合 整 備	10,109,064	10,199,920
		道 路 改 築	11,934,953	12,532,613
	4 河 川 費	単 独 河 川 改 修	652,056	687,638
		河 川 維 持 補 修	1,818,596	1,926,940
		社 会 資 本 総 合 整 備	4,776,448	4,941,692

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額(千円)	金額(千円)
		大規模特定河川	810,000	860,000
	5 砂防費	単独砂防施設	166,990	181,341
		単独砂防維持管理	489,340	629,125
		事業間連携砂防	654,000	662,200
		砂防メンテナンス	1,078,018	979,618
	6 都市計画費	単独景観整備	14,500	16,650
		航空整備	5,000	8,000
	7 都市整備費	単独街路	328,970	391,856
		社会資本総合整備（街路）	1,053,038	1,200,038
		無電柱化推進	919,844	476,844
		社会資本総合整備（新水泳場）	2,853,000	3,263,000
		社会資本総合整備（公園）	418,065	512,065
	9 建築費	盛土規制法関連調査	4,000	31,369
	10 住宅政策費	社会資本総合整備	808,354	869,642
14 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	土木施設単独災害復旧	115,691	529,318

第3表 債務負担行為補正
変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千円)	限 度 額 (千円)
県立高等学校特別教室空調設備リース契約	876,000	1,060,818

第4表 県 債 補 正

1 追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
施 設 維 持 管 理 費	30,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
会 計 事 務 管 理 運 営 費	13,000	同	同	同
文化スポーツ施設等特別維持整備費	1,000	同	同	同
不 適 正 処 理 対 策 費	1,000	同	同	同
農 業 技 術 セ ン タ ー 運 営 費	154,000	同	同	同
養 蚕 基 盤 研 究 費	20,000	同	同	同
畑 作 等 促 進 整 備 費	19,000	同	同	同
建 設 技 術 管 理 費	21,000	同	同	同
総 務 調 整 費	1,000	同	同	同

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額 (千円)	限度額 (千円)
公 共 交 通 整 備 費	100,000	80,000
県 庁 舎 等 運 営 管 理 費	611,000	739,000
財 産 活 用 費	1,581,000	1,888,000
防 災 情 報 通 信 管 理 運 用 費	1,441,000	1,353,000
消 防 学 校 運 営 費	17,000	13,000
文 化 施 設 整 備 推 進 費	784,000	761,000
世 界 遺 産 継 承 推 進 費	205,000	164,000
埋 蔵 文 化 財 調 査 セ ン タ ー 運 営 費	5,000	4,000
第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会費	17,000	101,000
子 ども ・ 子 育 て 支 援 費	92,000	40,000
ぐ ん ま 学 園 運 営 費	60,000	59,000
試 験 検 査 費	8,000	3,000

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
食 品 安 全 検 査 総 合 推 進 費	49,000	48,000
社 会 福 祉 総 合 セ ン タ ー 運 営 費	29,000	16,000
老 人 福 祉 施 設 対 策 費	138,000	91,000
自 然 公 園 等 整 備 費	156,000	293,000
適 正 利 用 推 進 費	81,000	121,000
補 助 公 共 林 道 費	105,000	108,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (林 道)	211,000	173,000
補 助 公 共 作 業 道 費	56,000	
補 助 公 共 治 山 費	1,821,000	1,090,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (治 山)	646,000	488,000
緊 急 治 山 費	20,000	
単 独 公 共 治 山 費	1,570,000	1,597,000
浅 間 家 畜 育 成 牧 場 研 修 施 設 整 備 費	456,000	459,000
国 営 ・ 機 構 営 事 業 負 担 金	135,000	130,000
小 規 模 農 村 整 備 費	142,000	173,000
単 独 農 村 整 備 費	87,000	83,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (農 村 整 備)	382,000	385,000
農 村 地 域 防 災 減 災 費	422,000	346,000
土 地 改 良 施 設 突 発 事 故 復 旧 費	7,000	3,000
農 業 競 争 力 強 化 基 盤 整 備 費	550,000	414,000
農 地 耕 作 条 件 改 善 費	148,000	133,000
農 業 水 路 等 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災 費	209,000	200,000
単 独 道 路 維 持 修 繕 費	1,697,000	1,085,000
単 独 交 通 安 全 対 策 費	670,000	585,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 管 理)	3,490,000	3,697,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 管 理)	240,000	265,000
無 電 柱 化 推 進 費 (道 路 管 理)	387,000	359,000
国 直 轄 道 路 事 業 負 担 金	1,890,000	3,417,000
単 独 道 路 改 築 費	757,000	779,000
単 独 橋 り よ う 予 防 保 全 費	202,000	178,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 整 備)	5,043,000	5,334,000

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
道 路 改 築 費	5,655,000	5,965,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 整 備)	1,710,000	1,757,000
国 直 轄 河 川 事 業 負 担 金	360,000	826,000
単 独 河 川 改 修 費	739,000	728,000
河 川 維 持 補 修 費	1,866,000	1,969,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (河 川)	2,542,000	2,716,000
大 規 模 特 定 河 川 費	476,000	502,000
河 川 メ ン テ ナ ン ス 費	162,000	174,000
ダ ム メ ン テ ナ ン ス 費	221,000	236,000
国 直 轄 砂 防 事 業 負 担 金	1,170,000	1,280,000
単 独 砂 防 施 設 費	113,000	112,000
単 独 砂 防 維 持 管 理 費	684,000	685,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (砂 防)	1,683,000	1,695,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 費 (砂 防)	200,000	199,000
災 害 関 連 緊 急 砂 防 費	9,000	
事 業 間 連 携 砂 防 費	328,000	339,000
砂 防 メ ン テ ナ ン ス 費	546,000	543,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (都 市 計 画)	40,000	42,000
単 独 街 路 費	108,000	75,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (街 路)	350,000	407,000
無 電 柱 化 推 進 費 (街 路)	292,000	181,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (新 水 泳 場)	1,163,000	1,524,000
敷 島 公 園 新 水 泳 場 整 備 費	106,000	
公 園 施 設 維 持 修 繕 費	25,000	30,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (公 園)	194,000	263,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (住 宅)	883,000	895,000
盛 土 規 制 法 関 連 調 査 費	2,000	
警 察 施 設 整 備 費	1,725,000	1,541,000
交 通 安 全 施 設 整 備 費	863,000	856,000
高 等 学 校 施 設 整 備 費	3,888,000	4,023,000
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	2,289,000	2,121,000

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額 (千円)	限度額 (千円)
生涯学習センター施設管理費	14,000	8,000
昆虫の森運営費	24,000	23,000
施設整備費	133,000	119,000
農業用施設災害復旧費	2,000	
治山施設災害復旧費	12,000	
土木施設単独災害復旧費	673,000	931,000
土木施設補助災害復旧費	782,000	174,000
国直轄災害復旧事業負担金	118,000	

第58号議案

令和7年度群馬県県有模範林施設費 特別会計補正予算（第1号）

令和7年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ643千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 入 金		42,812	897	43,709
	1 一 般 会 計 繰 入 金	42,812	897	43,709
6 繰 越 金		21,397	△ 1,540	19,857
	1 繰 越 金	21,397	△ 1,540	19,857
歳 入 合 計		77,483	△ 643	76,840

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 環 境 森 林 費		53,385	△ 643	52,742
	1 林 政 費	53,385	△ 643	52,742
歳 出 合 計		77,483	△ 643	76,840

第2表 繰越明許費

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
1 環境森林費	1 林政費	模範林経営	500

第59号議案

令和7年度群馬県中小企業高度化資金 特別会計補正予算（第1号）

令和7年度群馬県中小企業高度化資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ514千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 諸 収 入		76,970	△ 514	76,456
	1 貸 付 金 元 利 収 入	76,960	△ 1,082	75,878
	2 雑 入	10	568	578
歳 入 合 計		82,706	△ 514	82,192

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産 業 経 済 費		20,765	△ 3,096	17,669
	1 中 小 企 業 高 度 費 化 資 金 助 成 費	20,765	△ 3,096	17,669
2 公 債 費		60,941	2,582	63,523
	1 公 債 費	60,941	2,582	63,523
歳 出 合 計		82,706	△ 514	82,192

第 6 0 号議案

令和 7 年度群馬県用地先行取得特別会計 補正予算（第 1 号）

令和 7 年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 0 0 , 4 8 9 千円を減額し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 4 , 4 9 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（県債の補正）

第 2 条 県債の補正は、「第 2 表県債補正」による。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		300,000	△ 300,000	
	1 一 般 会 計 繰 入 金	300,000	△ 300,000	
2 繰 越 金		204,974	△ 489	204,485
	1 繰 越 金	204,974	△ 489	204,485
4 県 債		300,000	△ 300,000	
	1 県 債	300,000	△ 300,000	
歳 入 合 計		804,979	△ 600,489	204,490

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 土 整 備 費		800,500	△ 600,000	200,500
	1 土 木 管 理 費	800,500	△ 600,000	200,500
2 公 債 費		489	△ 489	
	1 公 債 費	489	△ 489	
歳 出 合 計		804,979	△ 600,489	204,490

第2表 県債補正
変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額 (千円)	限度額 (千円)
用 地 先 行 取 得 費	300,000	

第 6 1 号議案

令和 7 年度群馬県公債管理特別会計 補正予算（第 1 号）

令和 7 年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 6 4, 2 7 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 5, 5 6 5, 1 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		44,732,373	△ 264,272	44,468,101
	1 一 般 会 計 繰 入 金	27,632,371	△ 264,272	27,368,099
歳 入 合 計		85,829,374	△ 264,272	85,565,102

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		85,829,374	△ 264,272	85,565,102
	1 公 債 費	85,829,374	△ 264,272	85,565,102
歳 出 合 計		85,829,374	△ 264,272	85,565,102

第 6 2 号議案

令和 7 年度群馬県中小企業振興資金 特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 7, 4 8 7, 6 3 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 1, 2 2 1, 7 5 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		2,589,959	△ 661,815	1,928,144
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,589,959	△ 661,815	1,928,144
2 諸 収 入		136,119,429	△ 16,825,816	119,293,613
	1 貸 付 金 元 利 収 入	136,033,012	△ 16,789,305	119,243,707
	2 雑 入	86,417	△ 36,511	49,906
歳 入 合 計		138,709,388	△ 17,487,631	121,221,757

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産 業 経 済 費		138,709,388	△ 17,487,631	121,221,757
	1 金 融 対 策 費	138,622,971	△ 17,451,120	121,171,851
	2 繰 出 金	86,417	△ 36,511	49,906
歳 出 合 計		138,709,388	△ 17,487,631	121,221,757

第 2 表 債務負担行為補正
 変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千円)	限 度 額 (千円)
経営サポート資金融資の保証に対する損失 補償契約	294, 000	337, 000

第 6 3 号議案

令和 7 年度群馬県新エネルギー特別会計 補正予算（第 1 号）

令和 7 年度群馬県新エネルギー特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,840 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,721 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		7,566	△ 7,566	
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,566	△ 7,566	
3 繰 越 金		18,406	△ 2,274	16,132
	1 繰 越 金	18,406	△ 2,274	16,132
歳 入 合 計		31,561	△ 9,840	21,721

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 知 事 戦 略 費		31,561	△ 9,840	21,721
	1 グ リ ー ン イ ノ ベ シ ョ ン 費	31,561	△ 9,840	21,721
歳 出 合 計		31,561	△ 9,840	21,721

第 6 4 号議案

令和 7 年度群馬県国民健康保険 特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 0 5, 8 0 6 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 9, 1 4 1, 7 6 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		109,547,570	△ 49,607	109,497,963
	1 負 担 金	109,547,570	△ 49,607	109,497,963
2 国 庫 支 出 金		46,651,074	△ 1,342,997	45,308,077
	1 国 庫 負 担 金	32,982,697	△ 1,302,988	31,679,709
	2 国 庫 補 助 金	13,668,377	△ 40,009	13,628,368
4 繰 入 金		11,025,696	6,228	11,031,924
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,419,232	6,228	10,425,460
5 繰 越 金		1,275,767	1,370,636	2,646,403
	1 繰 越 金	1,275,767	1,370,636	2,646,403
6 諸 収 入		32,030	621,546	653,576
	2 雑 入	32,010	621,546	653,556
歳 入 合 計		168,535,961	605,806	169,141,767

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 健 康 福 祉 費		168,525,961	605,806	169,131,767
	1 国 民 健 康 保 険 運 営 費	168,509,956	610,227	169,120,183
	2 繰 出 金	16,005	△ 4,421	11,584
歳 出 合 計		168,535,961	605,806	169,141,767

第65号議案

令和7年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度群馬県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 社会資本総合整備事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	3,831,922 千円	△986,486 千円	2,845,436 千円

ロ 単独流域下水道建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	99,900 千円	△42,319 千円	57,581 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	10,962,425千円	△305,697千円	10,656,728千円
第1項 営 業 収 益	4,873,017千円	△4,620千円	4,868,397千円
第2項 営 業 外 収 益	6,089,408千円	△301,399千円	5,788,009千円
第3項 特 別 利 益		322千円	322千円

	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	10,940,726千円	△352,087千円	10,588,639千円
第1項 営業費用	10,695,620千円	△321,092千円	10,374,528千円
第2項 営業外費用	245,106千円	△30,995千円	214,111千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額952,369千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額962,373千円」に、「過年度分損益勘定留保資金212,447千円」を「過年度分損益勘定留保資金246,120千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額86,851千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63,182千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 流域下水道事業資本的収入	4,238,826千円	△1,038,809千円	3,200,017千円
第1項 企業債	1,367,000千円	△291,000千円	1,076,000千円
第2項 国庫補助金	1,913,440千円	△485,792千円	1,427,648千円
第3項 他会計出資金	23,051千円	△288千円	22,763千円
第4項 工事費負担金	935,335千円	△261,729千円	673,606千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業資本的支出	5,191,195千円	△1,028,805千円	4,162,390千円
第1項 建設改良費	3,931,822千円	△1,028,805千円	2,903,017千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千 円)	限 度 額 (千 円)
流 域 下 水 道 事 業	1,367,000	1,076,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	410,794千円	△5,227千円	405,567千円
(他会計からの補助金)			

第7条 予算第10条中「1,612,296千円」を「1,509,810千円」に改める。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 6 6 号議案

令和 7 年度群馬県電気事業会計補正予算（第 4 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度群馬県電気事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度群馬県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）発電所数、年間目標供給量及び年間電力料金

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
年 間 電 力 料 金	11,135,299 千円	△ 377,805 千円	10,757,494 千円

（2）主要な建設改良事業

イ ほたかのめぐみ かわば発電所建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	125,950 千円	△ 121,926 千円	4,024 千円

ロ 枯木沢みらい発電所建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	10,500 千円	△ 8,897 千円	1,603 千円

ハ 四万発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	69,212 千円	14,255 千円	83,467 千円

ニ 白沢発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	1,936,799 千円	6,688 千円	1,943,487 千円

ホ 関根発電所水車発電機復旧事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	1,213,117 千円	△ 24,435 千円	1,188,682 千円

チ 既設発電所の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	3,824,063 千円	△ 317,953 千円	3,506,110 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 電気事業収益	11,955,084千円	△ 435,223千円	11,519,861千円
第1項 営業収益	11,860,099千円	△ 436,747千円	11,423,352千円
第2項 財務収益	17,675千円	7,690千円	25,365千円
第3項 営業外収益	77,310千円	△ 6,166千円	71,144千円
	支	出	
第1款 電気事業費用	9,260,506千円	△ 5,906千円	9,254,600千円
第1項 営業費用	8,869,973千円	△ 37,371千円	8,832,602千円
第3項 営業外費用	270,156千円	6,712千円	276,868千円
第4項 特別損失	16,329千円	24,753千円	41,082千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,118,628千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,857,076千円」に、「別途積立金1,276,352千円」を「別途積立金1,266,256千円」に、「過年度分損益勘定留保資金7,536,521千円」を「過年度分損益勘定留保資金6,285,065千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 電気事業資本的収入	341,111千円	39,000千円	380,111千円
第1項 長期貸付金償還金	341,111千円	39,000千円	380,111千円
	支	出	
第1款 電気事業資本的支出	11,459,739千円	△ 1,222,552千円	10,237,187千円

第1項	建設改良費	7,789,099千円	△ 517,806千円	7,271,293千円
第3項	出資金及び貸付金	2,250,650千円	△ 694,650千円	1,556,000千円
第4項	利益剰余金繰出金	1,276,352千円	△ 10,096千円	1,266,256千円

(債務負担行為)

第5条 令和7年度群馬県電気事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
ほたかのめぐみ かわば発電所 建設事業請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	926,640
ほたかのめぐみ かわば発電所 建設事業系統連系負担金	令和8年度から 令和9年度まで	12,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,567,148千円	35,544千円	1,602,692千円

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第67号議案

令和7年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度群馬県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 既設工業用水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	868,265 千円	△376,600 千円	491,665 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,138,694千円	35,695千円	2,174,389千円
第2項 営業外収益	300,291千円	35,695千円	335,986千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,107,951千円	26,516千円	2,134,467千円
第1項 営業費用	1,942,883千円	177千円	1,943,060千円
第2項 営業外費用	145,068千円	26,339千円	171,407千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 674,049千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

５６６，８７１千円」に、「当年度分損益勘定留保資金２０１，７５２千円」を「当年度分損益勘定留保資金９４，５７４千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第１款	工業用水道事業 資 本 的 収 入	923,451千円	△333,022千円	590,429千円
第２項	他 会 計 か ら の 長 期 借 入 金	722,250千円	△318,250千円	404,000千円
第３項	工 事 費 負 担 金	186,901千円	△15,591千円	171,310千円
第４項	固定資産売却代金		819千円	819千円
		支	出	
第１款	工業用水道事業 資 本 的 支 出	1,597,500千円	△440,200千円	1,157,300千円
第１項	建 設 改 良 費	870,865千円	△379,200千円	491,665千円
第３項	出 資 金 及 び 貸 付 金	100,000千円	△100,000千円	
第４項	他会計からの長期 借 入 金 償 還 金	163,316千円	39,000千円	202,316千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第５条 予算第８条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)	職 員 給 与 費	240,464千円	68,954千円	309,418千円

令和８年２月１６日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第68号議案

令和7年度群馬県水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度群馬県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

ロ 既設水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	601,398 千円	△31,894 千円	569,504 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	4,812,979千円	136,839千円	4,949,818千円
第1項 営業収益	4,628,112千円	△3,136千円	4,624,976千円
第2項 営業外収益	184,867千円	74,596千円	259,463千円
第3項 特別利益		65,379千円	65,379千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	4,610,551千円	△156,857千円	4,453,694千円
第1項 営業費用	4,281,423千円	△156,857千円	4,124,566千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,388,447千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,388,601千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,649,613千円」を「過

年度分損益勘定留保資金 1,649,767 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業 資本的収入	75,436千円	△33,402千円	42,034千円
第1項 出 資 金	33,402千円	△33,402千円	
	支	出	
第1款 水道事業 資本的支出	2,463,883千円	△33,248千円	2,430,635千円
第1項 建設改良費	1,606,285千円	△33,248千円	1,573,037千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	532,571千円	4,846千円	537,417千円

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 6 9 号議案

令和 7 年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）分譲

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益
イ 産業団地分譲	231,408㎡	6,293,941 千円	729㎡	18,235 千円	232,137㎡	6,312,176 千円
伊勢崎南部国領 産業団地	150,000㎡		729㎡		150,729㎡	

（2）主要な建設改良事業

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積
イ 産業団地造成	5,262,520 千円	144.5ha	△238,993 千円	0.4ha	5,023,527 千円	144.9ha
館林北部第四 工業団地	1,372,720 千円	19.3ha	△6,600 千円		1,366,120 千円	19.3ha
伊勢崎南部国領 産業団地	518,300 千円	18.6ha	△1,957 千円		516,343 千円	18.6ha
沼田横塚 産業団地	847,500 千円	18.9ha	△636 千円		846,864 千円	18.9ha
館林大島 工業団地	44,000 千円	56.2ha	△7,000 千円		37,000 千円	56.2ha
桐生武井東 工業団地	547,000 千円	7.9ha	△71,000 千円		476,000 千円	7.9ha
みどり西鹿田 産業団地	565,000 千円	7.6ha	△62,000 千円		503,000 千円	7.6ha
安中横野平第二 工業団地	1,368,000 千円	16.0ha	△89,800 千円	0.4ha	1,278,200 千円	16.4ha
ロ 住宅団地等造成	541,663 千円	1.5ha	△479,224 千円	△1.5ha	62,439 千円	
板倉ニュータウン （住宅用地）	541,663 千円	1.5ha	△479,224 千円	△1.5ha	62,439 千円	

(収益的收入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 団地造成事業収益	7,667,819千円	24,957千円	7,692,776千円
第1項 営業収益	7,664,621千円	16,713千円	7,681,334千円
第2項 営業外収益	3,198千円	2,317千円	5,515千円
第3項 特別利益		5,927千円	5,927千円
	支	出	
第1款 団地造成事業費用	7,186,886千円	24,805千円	7,211,691千円
第1項 営業費用	7,089,719千円	△47,767千円	7,041,952千円
第2項 営業外費用	12,167千円	△4,014千円	8,153千円
第3項 特別損失	50,000千円	76,586千円	126,586千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額6,683,552千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額5,686,981千円」に、「建設改良積立金189,801千円、過年度分損益勘定留保資金6,493,751千円」を「建設改良積立金551,703千円、過年度分損益勘定留保資金5,135,278千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 団地造成事業資本的支出	6,683,638千円	△996,571千円	5,687,067千円
第1項 土地造成費	6,161,168千円	△694,071千円	5,467,097千円
第2項 開発調査費	299,000千円	△211,900千円	87,100千円
第3項 業務設備整備費	4,470千円	△2,600千円	1,870千円
第4項 出資金及び貸付金	119,000千円	△88,000千円	31,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	275,298千円	34,868千円	310,166千円

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 予算第9条に定めた重要な資産の取得及び処分を次のとおり補正する。

変 更

種 類		名 称	既決数量	補正数量	計	処分の態様
2 処分する資産	土地	伊勢崎南部国領地 産業団地	150,000m ²	729m ²	150,729m ²	売払い

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第70号議案

令和7年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県施設管理事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度群馬県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）賃貸等

ロ ビル賃貸収益

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
賃 貸 収 益 等	163,128 千円	2,434 千円	165,562 千円
賃 貸 面 積	4,073 m ²	△107 m ²	3,966 m ²

（2）主要な建設改良事業

イ 前橋ゴルフ場クラブハウス長寿命化改修工事

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	260,000 千円	△205,000 千円	55,000 千円

（収益的收入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第2款 賃貸ビル事業収益	190,641千円	8,814千円	199,455千円
第1項 営業収益	188,465千円	8,814千円	197,279千円
第3款 ゴルフ場事業収益	425,216千円	△38千円	425,178千円
第2項 営業外収益	616千円	△558千円	58千円
第3項 特別利益		520千円	520千円

	支	出	
第1款 格納庫事業費用	12,366千円	△203千円	12,163千円
第1項 営業費用	12,366千円	△203千円	12,163千円
第2款 賃貸ビル事業費用	227,836千円	△3,329千円	224,507千円
第1項 営業費用	226,793千円	△3,367千円	223,426千円
第4項 特別損失		38千円	38千円
第3款 ゴルフ場事業費用	476,783千円	81,651千円	558,434千円
第1項 営業費用	456,944千円	82,831千円	539,775千円
第2項 営業外費用	9,839千円	△1,180千円	8,659千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額295,999千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額295,145千円」に、「過年度分損益勘定留保資金130,839千円」を「過年度分損益勘定留保資金129,985千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 賃貸ビル事業資本的収入	90,490千円	△490千円	90,000千円
第1項 他会計からの長期借入金	90,490千円	△490千円	90,000千円
第2款 ゴルフ場事業資本的収入	556,008千円	△282,008千円	274,000千円
第1項 他会計からの長期借入金	556,008千円	△282,008千円	274,000千円
	支	出	
第3款 ゴルフ場事業資本的支出	822,607千円	△283,352千円	539,255千円
第1項 建設改良費	556,008千円	△281,952千円	274,056千円
第2項 業務設備整備費	1,400千円	△1,400千円	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	71,676千円	△4,158千円	67,518千円

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 7 1 号議案

令和 7 年度群馬県病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度群馬県病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度群馬県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区分	心臓血管 センター	が ん センター	精神医療 センター	小児医療 センター	経 営 戦 略 課	計
2 年 間 患 者 数						
(1) 入 院	人	人	人	人		人
既決予定量	46,903	85,410	54,750	40,515		227,578
補正予定量	△ 2,016	△ 18,487	978	△ 1,521		△ 21,046
計	44,887	66,923	55,728	38,994		206,532
(2) 外 来	人	人	人	人		人
既決予定量	65,098	102,124	25,284	43,560		236,066
補正予定量	△ 2,938	△ 5,877	△ 655	83		△ 9,387
計	62,160	96,247	24,629	43,643		226,679
3 1 日平均患者数						
(1) 入 院	人	人	人	人		人
既決予定量	128	234	150	111		623
補正予定量	△ 5	△ 51	3	△ 4		△ 57
計	123	183	153	107		566
(2) 外 来	人	人	人	人		人
既決予定量	269	422	104	180		975
補正予定量	△ 12	△ 24	△ 2			△ 38
計	257	398	102	180		937

区分	心臓血管 センター	が ん センター	精神医療 センター	小児医療 センター	経 営 戦 略 課	計
4 主要な建設改良事業						
(1) 病棟等増改築事業	千円	千円	千円	千円		千円
既決予定量	215,930	77,832	65,980	182,630		542,372
補正予定量		△ 71,650	53,400			△ 18,250
計	215,930	6,182	119,380	182,630		524,122
(2) 医療器械及び 備品購入	千円	千円	千円	千円	千円	千円
既決予定量	402,607	1,409,278	42,290	1,296,375	106,518	3,257,068
補正予定量		△ 201,460	△ 4,750		△ 53,400	△ 259,610
計	402,607	1,207,818	37,540	1,296,375	53,118	2,997,458

(収益的收入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	35,352,712千円	△760,315千円	34,592,397千円
第1項 医業収益	28,936,322千円	△898,944千円	28,037,378千円
第2項 医業外収益	6,416,382千円	138,618千円	6,555,000千円
第3項 特別利益	8千円	11千円	19千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	37,645,532千円	△800,603千円	36,844,929千円
第1項 医業費用	36,848,277千円	△860,894千円	35,987,383千円
第2項 医業外費用	795,251千円	45,967千円	841,218千円
第3項 特別損失	2,004千円	14,324千円	16,328千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,000,713千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,005,667千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的收入	4,729,375千円	△282,814千円	4,446,561千円
第1項 企業債	3,600,000千円	△295,000千円	3,305,000千円
第3項 固定資産売却代金	4千円	13千円	17千円
第4項 補助金		12,173千円	12,173千円
	支	出	
第1款 資本的支出	5,730,088千円	△277,860千円	5,452,228千円
第1項 建設改良費	3,799,440千円	△277,860千円	3,521,580千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

1 追加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
医療器械保守点検業務委託契約一式	令和8年度から 令和11年度まで	114,103

2 変更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限度額 (千円)	限度額 (千円)
医療器械保守点検業務委託契約一式	1,225,122	1,240,654

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額 (千円)	限度額 (千円)
病 院 増 改 築 等 工 事	371,000	352,000
医 療 器 械 等 購 入	3,229,000	2,953,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)職 員 給 与 費	16,342,533千円	△921,168千円	15,421,365千円
(たな卸資産購入限度額)			

第8条 予算第10条中「11,429,658千円」を「11,938,051千円」に改める。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第七十二号議案

群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十九条の八第二項から第四項までの規定による同条第一項の生活環境の保全上の支障の除去等の措置に要した費用（以下「支障除去等措置費用」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第二条 知事は、支障除去等措置費用を納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第一項の規定により、納期限後二十日以内に、督促しなければならない。

2 前項の場合において、地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する期限は、督促状の発行の日の翌日から起算して十日以内の日とする。

(延滞金)

第三条 知事は、前条の督促をした場合は、その未納額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に千円未満の端数があるとき又はその金額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第一項の延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき又はその金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金の減免)

第四条 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、前条第一項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(災害等による期限の延長)

第五条 知事は、県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由により、支障除去等措置費用を納期限又は第二条第二項の期限までに納付することができないと認める場合には、その理由がやんだ日から二月以内に限り、地域、期日その他必要な事項を指定してこれらの期限を延長するものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、支障除去等措置費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に納付を命じる支障除去等措置費用について適用する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第三条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障除去等措置の代執行に要した費用の徴収に関し、必要な事項を定めようとするものである。

第七十三号議案

群馬県高等学校等教育改革促進基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、群馬県高等学校等教育改革促進基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 公立の高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育内容の充実及び学習環境の整備を図るため、群馬県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 群馬県高等学校等教育改革促進基金を設置しようとするものである。

第七十四号議案

群馬県スポーツ振興条例の一部を改正する条例

群馬県スポーツ振興条例（平成二十五年群馬県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「発達及び」を「発達並びに」に改め、「地域社会」の下に「及び共生社会」を加える。

第二条第一号中「すべて」を「年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全て」に改め、「年齢」を削り、同条第五号中「できる」を「でき、及びスポーツを通じた障害者の社会参加が図られる」に改める。

第七条第一項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 スポーツを通じた共生社会の実現を目的に加える等の改正を行おうとするものである。

第七十五号議案

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第三十条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第三十八条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
第三十九条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十八条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第五十九条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十条第二項中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を削り、「別表」を「別表第一」に改める。

第九十二条第四項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十三条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第百一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第百二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第百三条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 厚生省令の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第七十六号議案

群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年群馬県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第二十二條第二項中「（昭和二十三年厚生省令第十一号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 内閣府令の一時保護施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第七十七号議案

群馬県障害者介護給付費等・障害児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

群馬県障害者介護給付費等・障害児通所給付費等不服審査会条例（平成十八年群馬県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第四十八条第一項」を「第五十八条第一項」に、「第四十四条の六第一項」を「第四十四条の五第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第七十八号議案

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

群馬県道路占用料徴収条例（昭和二十八年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表令第七条第十四号に掲げる施設の項中「第七条第十四号」の下に「及び第十五号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 道路法施行令の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第七十九号議案

群馬県不登校児童生徒等支援基金条例の一部を改正する条例

群馬県不登校児童生徒等支援基金条例（令和五年群馬県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県多様な学びの場支援基金条例

第一条中「群馬県不登校児童生徒等支援基金」を「群馬県多様な学びの場支援基金」に改める。

第二条中「不登校児童生徒等の」を「全ての子どもが学び続けるための多様な学びの場の」に、「群馬県不登校児童生徒等支援基金」を「群馬県多様な学びの場支援基金」に改める。

第六条中「財産」を「財政」に改める。

第七条中「目的を達成するために必要な事業に要する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 基金の名称の変更等を行おうとするものである。

第 8 0 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による市町村等の 負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、群馬県防災情報通信ネットワークシステム衛星回線整備工事の事業費の一部を次のとおり市町村等に負担させるものとする。

事 業 名	負担市町村等名	事 業 費	負 担 額
群馬県防災情報通信 ネットワークシステム 衛星回線整備工事	前 橋 市	円 52,705,400	円 26,352,000
	高 崎 市	38,552,800	19,276,000
	桐 生 市	71,615,500	35,807,000
	伊 勢 崎 市	61,899,200	30,949,000
	太 田 市	69,704,800	34,851,000
	沼 田 市	36,016,200	18,008,000
	館 林 市	39,779,300	19,889,000
	渋 川 市	37,849,900	18,924,000
	藤 岡 市	33,801,900	16,900,000
	富 岡 市	32,940,600	16,470,000
	安 中 市	33,913,000	16,956,000
	み ど り 市	33,458,700	16,729,000
	榛 東 村	33,031,900	16,515,000
	吉 岡 町	32,648,000	16,324,000
	上 野 村	34,480,600	17,240,000
	神 流 町	34,313,400	17,156,000
	下 仁 田 町	32,645,800	16,322,000
	南 牧 村	31,803,200	15,901,000
	甘 楽 町	34,175,900	17,087,000

事業名	負担市町村等名	事業費	負担額
	中之条町	円 42,211,400	円 21,105,000
	長野原町	30,486,500	15,243,000
	嬭恋村	35,281,400	17,640,000
	草津町	31,125,600	15,562,000
	高山村	35,255,000	17,627,000
	東吾妻町	31,303,800	15,651,000
	片品村	32,818,500	16,409,000
	川場村	34,943,700	17,471,000
	昭和村	31,223,500	15,611,000
	みなかみ町	38,699,100	19,349,000
	玉村町	39,336,000	19,668,000
	板倉町	32,618,300	16,309,000
	明和町	34,252,900	17,126,000
	千代田町	33,981,200	16,990,000
	大泉町	35,062,500	17,531,000
	邑楽町	30,683,400	15,341,000
	館林地区消防組合	28,738,600	14,369,000
	利根沼田広域市町村圏 振興整備組合	31,131,100	15,565,000
	高崎市・安中市 消防組合	30,841,800	15,420,000
	渋川地区広域市町村圏 振興整備組合	29,404,100	14,702,000
	富岡甘楽広域市町村 振興整備組合	27,734,300	13,867,000
	吾妻広域市町村圏 振興整備組合	29,920,000	14,960,000
	多野礪岡広域市町村圏 振興整備組合	30,866,000	15,433,000

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 8 1 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 7 年度県立赤城公園活性化整備事業費の一部を次のとおり市に負担させるものとする。

事 業 名	負 担 市 名	事業費（決算見込）	負 担 額
赤城公園活性化整備	前 橋 市	円 918, 223, 580	円 241, 111, 000

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 8 2 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市町村の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 7 年度農山漁村地域整備事業費、補助公共作業道事業費及び単独林道事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事業名	路線名	負担市町村名	事業費	負担額
農山漁村地域整備	草喰八丁河原	甘 楽 町	80,003,000 ^円	8,000,000 ^円
補助公共作業道	八重押新山	高 崎 市	11,627,000	1,976,000
	馬 放 場	上 野 村	35,244,000	5,991,000
	長 久 保	神 流 町	7,997,000	1,359,000
	芋 穴 両 平	桐 生 市	15,004,000	2,550,000
	沢イラクボ支	沼 田 市	30,000,000	5,700,000
単 独 林 道	馬 放 場	上 野 村	2,013,000	1,006,000
	吾 孺 山	東 吾 妻 町	8,800,000	4,400,000
	梅 田 小 平	桐 生 市	4,994,000	2,497,000
	浅 原	み ど り 市	7,656,000	3,828,000

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 8 3 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市町村の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 7 年度単独治山事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事 業 名	負担市町村名	事 業 費	負 担 額
単 独 治 山	前 橋 市	64,757,000 ^円	6,475,000 ^円
	渋 川 市	99,990,000	9,999,000
	榛 東 村	29,997,000	2,999,000
	高 崎 市	113,755,940	11,375,000
	安 中 市	100,540,000	10,054,000
	藤 岡 市	48,851,000	4,885,000
	上 野 村	87,868,000	8,786,000
	神 流 町	63,470,000	6,347,000
	富 岡 市	22,198,000	2,219,000
	下 仁 田 町	95,590,000	9,559,000
	南 牧 村	80,619,000	8,061,000
	甘 楽 町	35,618,000	3,561,000
	中 之 条 町	16,126,000	1,612,000
	長 野 原 町	38,951,000	3,895,000
	嬬 恋 村	93,456,000	9,345,000
	東 吾 妻 町	25,410,000	2,541,000
	沼 田 市	50,864,000	5,086,000
	片 品 村	38,984,000	3,898,000
	川 場 村	27,203,000	2,720,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	昭和村	73,216,000 ^円	7,321,000 ^円
	みなかみ町	58,003,000	5,800,000
	桐生市	74,624,000	7,462,000
	太田市	6,776,000	677,000
	館林市	2,365,000	236,000
	みどり市	63,811,000	6,381,000
	千代田町	3,278,000	327,000
	大泉町	979,000	97,000
	邑楽町	1,111,000	111,000

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第 8 4 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市町の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 7 年度単独農村整備事業費、農山漁村地域整備事業費及び農業水路等長寿命化・防災減災事業費の一部を次のとおり市町に負担させるものとする。

事 業 名	地 区 名	事 業 費	負 担 市 町 名	負 担 額
単 独 農 村 整 備	長手第 1 溜池	円 46,000,000	太 田 市	円 11,500,000
	長手第 2 溜池	2,388,000	太 田 市	597,000
	和 見 堤	37,610,000	み な か み 町	9,402,000
	滝之入下溜	11,385,000	太 田 市	2,846,000
農山漁村地域整備	佐 波 新 田	13,600,000	伊 勢 崎 市	2,500,000
	用 水 第 2		太 田 市	900,000
農 業 水 路 等 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災	西長岡ため池	74,362,000	太 田 市	18,590,000
	藪 塚 台 地	13,000,000	太 田 市	3,023,000
			み ど り 市	227,000

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 8 5 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市町村の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 7 年度社会資本総合整備（砂防）事業費、事業間連携砂防事業費、砂防メンテナンス事業費、単独砂防施設事業費及び緊急防災・減災対策事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事 業 名	負 担 市 町 村 名	事 業 費	負 担 額
社会資本総合整備 （ 砂 防 ）	高 崎 市	円 218,780,000	円 21,878,000
	桐 生 市	115,000,000	9,500,000
	沼 田 市	30,000,000	3,000,000
	渋 川 市	12,000,000	1,200,000
	藤 岡 市	130,000,000	13,000,000
	富 岡 市	150,000,000	15,000,000
	安 中 市	73,300,000	7,330,000
	上 野 村	140,000,000	7,000,000
	下 仁 田 町	145,000,000	7,250,000
	南 牧 村	15,000,000	1,500,000
	高 山 村	54,840,000	2,742,000
	片 品 村	10,000,000	500,000
	川 場 村	3,700,000	370,000
	み な か み 町	290,000,000	15,500,000
事業間連携砂防	み な か み 町	20,000,000	2,000,000
砂防メンテナンス	嬭 恋 村	52,000,000	2,600,000
	草 津 町	13,000,000	1,300,000
単 独 砂 防 施 設	富 岡 市	2,442,000	244,200
	上 野 村	3,000,000	300,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	南 牧 村	円 2,985,000	円 298,500
緊急防災・減災対策	桐 生 市	36,210,000	3,621,000
	渋 川 市	13,527,000	1,352,700
	上 野 村	8,000,000	800,000
	南 牧 村	16,015,000	1,601,500
	嬭 恋 村	25,000,000	2,500,000
	東 吾 妻 町	26,587,258	2,658,725
	み な か み 町	29,825,000	2,982,500

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 8 6 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 7 年度単独街路事業費、社会資本総合整備（街路）事業費、無電柱化推進事業費及び社会資本総合整備（新水泳場）事業費の一部を次のとおり市に負担させるものとする。

事 業 名	負 担 市 名	事 業 費	負 担 額
単 独 街 路	前 橋 市	円 31,000,000	円 15,500,000
	高 崎 市	55,000,000	27,500,000
	桐 生 市	3,000,000	1,500,000
	渋 川 市	5,000,000	2,500,000
	安 中 市	66,500,000	33,250,000
社 会 資 本 総 合 整 備 （ 街 路 ）	前 橋 市	402,768,000	72,498,000
	高 崎 市	550,000,000	99,000,000
	桐 生 市	200,000,000	36,000,000
無 電 柱 化 推 進	館 林 市	100,000,000	18,000,000
	渋 川 市	100,000,000	18,000,000
	安 中 市	157,000,000	28,260,000
社 会 資 本 総 合 整 備 （ 新 水 泳 場 ）	前 橋 市	3,140,740,000	297,430,000

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 8 7 号議案

土地改良法第 9 1 条の規定による 市町村の負担について

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 1 条の規定により、令和 7 年度基幹水利施設管理事業費、農山漁村地域整備事業費、農村地域防災減災事業費、農業競争力強化基盤整備事業費、農地耕作条件改善事業費及び畑作等促進整備事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事業名	地区名	事業費	負担市町村名	負担額
基幹水利施設管理	渡良瀬川中央	円 41,330,000	桐 生 市	円 35,000
			太 田 市	5,607,000
			館 林 市	1,478,000
			千 代 田 町	133,000
			大 泉 町	442,000
			邑 楽 町	1,715,000
	渡良瀬川下流	26,852,000	館 林 市	3,644,000
			板 倉 町	4,411,000
	鐺 川	10,398,000	高 崎 市	721,000
			藤 岡 市	721,000
			富 岡 市	873,000
			下 仁 田 町	137,000
			甘 楽 町	667,000
	赤 城 西 麓	29,941,000	前 橋 市	187,000
			沼 田 市	932,000
			渋 川 市	3,234,000
			昭 和 村	4,629,000
	埼 玉 北 部	346,945	藤 岡 市	193,000

事業名	地区名	事業費	負担市町村名	負担額
農山漁村地域整備	赤城大沼用水 4 期	円 67,000,000	前 橋 市	円 16,750,000
	大正用水 3 期	2,000,000	前 橋 市	253,000
			伊 勢 崎 市	247,000
	坂東大堰 2 期	310,000,000	前 橋 市	3,805,000
			高 崎 市	37,223,000
			玉 村 町	36,472,000
	保 美	7,000,000	藤 岡 市	700,000
	田 代 湯 尻	10,000,000	嬬 恋 村	1,000,000
	藪 塚 西 部	231,000,000	太 田 市	57,750,000
農村地域防災減災	大 谷 牛 秣	247,700,000	藤 岡 市	27,247,000
	天 水 た め 池	110,000,000	高 崎 市	12,100,000
	権 現	33,220,000	み な か み 町	3,654,000
	滝 ノ 沢	40,000,000	吉 岡 町	3,000,000
	追 分	144,748,000	沼 田 市	1,076,000
			昭 和 村	19,188,000
	松 之 木 平	72,114,000	沼 田 市	536,000
			昭 和 村	9,560,000
	東中野・二本松	86,630,000	沼 田 市	543,000
			昭 和 村	9,679,000
農業競争力強化 基 盤 整 備	緑 町	103,916,000	太 田 市	18,185,000
	五 箇 谷	80,238,000	板 倉 町	8,023,000
	吉 田	164,000,000	富 岡 市	16,400,000
	野 辺	355,020,000	館 林 市	22,408,000
			明 和 町	1,178,000
			千 代 田 町	1,152,000
	原	42,598,969	高 山 村	5,759,000

事業名	地区名	事業費	負担市町村名	負担額
農業競争力強化 基盤整備	大正用水3期	円 39,650,000	前橋市	円 3,746,000
			伊勢崎市	4,902,000
	押切境	190,000,000	太田市	40,375,000
	笠張	40,000,000	渋川市	4,000,000
	境小此木東部	24,000,000	伊勢崎市	4,200,000
	保美	274,330,000	藤岡市	26,433,000
	牛の平	191,000,000	片品村	19,100,000
	仙之入	107,500,000	嬬恋村	24,187,000
	千俣	28,000,000	嬬恋村	2,800,000
	大横川	27,000,000	嬬恋村	2,700,000
	城沼水路	8,000,000	館林市	16,000
			板倉町	1,384,000
	田代湯尻	75,000,000	嬬恋村	7,500,000
農地耕作条件改善	野辺	110,000,000	千代田町	827,000
畑作等促進整備	笠張	80,000,000	渋川市	8,000,000

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第 8 8 号議案

請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

名 称	道路改築泉沢大橋上部工製作架設工事（分割 2 号）
工 事 場 所	一般国道 3 5 3 号 上信自動車道（吾妻東バイパス 2 期） 吾妻郡東吾妻町大字新巻～泉沢地内
契 約 金 額	1, 3 7 5, 8 9 1, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	東京都台東区上野 1－1 9－1 0 株式会社駒井ハルテック東京本社 取締役 駒井 寛

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 8 9 号議案

請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

名 称	道路改築上信千沢橋上部工製作架設工事
工 事 場 所	一般国道 3 5 3 号 上信自動車道（吾妻東バイパス 2 期） 吾妻郡東吾妻町大字箱島～五町田地内
契 約 金 額	6 5 8, 7 6 8, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	高崎市栄町 2 - 1 0 きむらビル 3 三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社群馬営業所 所 長 金 井 大 輔

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 90 号議案

請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年群馬県条例第 25 号）第 2 条の規定により議決を求める。

名 称	道路改築上信小泉橋上部工工事
工 事 場 所	一般国道 353 号 上信自動車道（吾妻東バイパス 2 期） 吾妻郡東吾妻町大字小泉地内
契 約 金 額	585,200,000 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	前橋市大手町 2-5-2 I H I インフラシステム・池原工業上信小泉橋上部工工事特定建設 工事共同企業体 代表者 株式会社 I H I インフラシステム群馬営業所 所長 園田 健児 構成員 池原工業株式会社 代表取締役 池原 純

令和 8 年 2 月 16 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 9 1 号議案

事業契約の変更について

令和 6 年第 3 回前期定例県議会で議決され、令和 7 年第 1 回定例県議会で内容の一部の変更が議決された群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業に係る事業契約の内容の一部を次のとおり変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により議決を求める。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	23, 028, 150, 233円	23, 232, 477, 251円

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第92号議案

権利の放棄について

次の権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議決を求める。

1 放棄する権利

児童扶養手当過誤払返納金に係る債権

2 相手方及び権利を放棄する金額

住 所	氏 名	放棄する金額	発生年度	理由
		791,680円	平成23年度	自己破産
		1,120,580円	令和6年度	自己破産

3 理由

債務者が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により当該債権についてその責任を免れたことから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 9 3 号議案

権利の放棄について

次の権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により議決を求める。

1 放棄する権利

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）返還金に係る債権

2 相手方及び権利を放棄する金額

住 所	氏 名	放棄する金額	発生年度	理由
		4 0 0 , 0 0 0 円	令和 6 年度	自己破産

3 理由

債務者が破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 2 5 3 条第 1 項の規定により当該債権についてその責任を免れたことから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第94号議案

和解について

群馬コンベンションセンター（以下「Gメッセ群馬」という。）の改修に伴う損失補償について、次のとおり和解をする。

1 和解の相手方（以下「請求者」という。）

群馬県前橋市亀泉町甲3番12号

群馬県立心臓血管センター内

第63回全国自治体病院学会 学会長 内藤 滋人

2 和解の内容

- (1) 群馬県は、請求者に対し、損失補償金3,662,000円を支払う。
- (2) 群馬県と請求者間において、本和解条項以外何らの債権・債務のないことを確認する。

3 事件の内容

県がGメッセ群馬4階部分を改修することに伴い、請求者は4階部分を利用することができなくなり、損失が発生したため、補償金を支払うものである。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

承第1号

専決処分の承認について

1 令和7年度群馬県一般会計補正予算（第8号）

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により承認を求める。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和7年度群馬県一般会計補正予算（第8号）

令和7年度群馬県の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正は、「第1表債務負担行為補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年2月3日

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
浅間牧場草地・施設整備工事請負契約	令和 8 年 度	127,500
単独道路改築委託契約	令和 8 年 度	100,000
単独橋りょう予防保全委託契約	令和 8 年 度	110,000
特定ダム環境対策工事請負契約	令和 8 年 度	8,000
単独砂防施設工事請負契約	令和 8 年 度	20,000
単独砂防維持管理委託契約	令和 8 年 度	189,400

2 変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千円)	限 度 額 (千円)
単独公共治山工事請負契約	153,000	253,000
単独道路維持修繕委託契約	484,000	1,953,100
単独地域道路管理委託契約	800,000	1,000,000
河川維持補修委託契約	510,000	513,500

専 決 理 由

浅間牧場草地・施設整備工事請負契約ほか9事項における債務負担行為については、予算の執行時期から早急に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

報第1号

報 告 書

- 1 令和7年度群馬県一般会計補正予算（第7号）
- 2 訴えの提起について
- 3 和解について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和7年度群馬県一般会計補正予算（第7号）

令和7年度群馬県の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ863,897,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月23日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		123,579,201	1,200,713	124,779,914
	3 委 託 金	1,898,417	1,200,713	3,099,130
歳 入 合 計		862,697,171	1,200,713	863,897,884

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 総 務 費		40,718,308	1,200,713	41,919,021
	4 選 挙 費	1,117,168	1,200,713	2,317,881
歳 出 合 計		862,697,171	1,200,713	863,897,884

専 決 理 由

衆議院議員総選挙ほか1事業の補正予算については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

2 訴 え の 提 起 に つ い て

1 事 件 名

県営住宅の建物明渡等請求事件

2 相 手 方

提 起 日	住 宅 名	住 所	氏 名
令和7年12月25日			
令和7年12月25日			
令和7年12月25日			
令和7年12月25日			

3 事件の内容及び請求の趣旨

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者であり、県の再三の家賃納入勧告及び退去勧告にもかかわらず、納入も退去もしないため、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えの提起（和解を含む。）を行ったものである。

4 事件に対する取扱い方針

訴えにおいて、上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行った。

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

3 和 解 に つ い て

1 事 件 名

県営住宅の家賃支払請求等和解申立事件

2 相 手 方

申 立 日	住 宅 名	住 所	氏 名
令和 8 年 1 月 8 日			
令和 8 年 1 月 1 6 日			

3 和解の内容

- (1)上記の者は、県に対し、滞納家賃を分割して毎月末日までに支払う。
(2)上記の者は、県に対し、本件建物に係る家賃を毎月末日までに支払う。

4 事件の内容

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者であるが、長期の分納を申し出たため、訴え提起前の和解申立てを行ったものである。

5 事件に関する取扱い方針

相手方が裁判所に出頭しない等和解に応じない場合は、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えの提起を行う。

上記のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により訴え提起前の和解申立ての専決処分を行った。

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。